第９　大規模災害警備対策に関する調査及び研究

国家公安委員会及び警察庁は、以下の事項について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるように努めるものとする。

・　大規模災害に係る社会秩序の維持
・　大規模災害に係る交通対策
・　大規模災害に係る避難誘導対策
・　地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置
・　その他の大規模災害警備活動

第10　附属機関及び地方機関における措置

皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、大規模災害の発生に備え、それぞれの機関における災害警備本部等の編成及び任務分担、職員の招集・参集その他災害警備活動に必要な事項について定めるものとする。

また、管区警察局は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に直ちに即応部隊を派遣することができるよう平素から隊員に対する教養訓練を徹底するものとする。さらに、管轄区域内府県警察が行う災害警備計画の策定と活動要領等の作成について必要な指導調整を行うとともに、隣接管区警察局等と相互の支援体制の確立を図るものとする。このうち特に支援計画については、被災地域に投入される警察災害派遣隊の指揮系統、活動区域と任務及び警察災害派遣隊の輸送手段等についてあらゆる角度から検討を加えた上、具体的な計画を作成するとともに、随時見直しを行うものとする。

第２節　災害発生時における措置

第１　国家公安委員会の措置

国家公安委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下の措置をとるものとする。

１　国家公安委員会の招集

国家公安委員会委員長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察法（昭和29年法律第162号）第71条第１項の規定に基づき緊急事態の布告を発する必要があると認めるときその他災害警備上必要があるときは、直ちに、国家公安委員会を招集するものとする。

２　緊急事態の布告の勧告等

１の場合において、国家公安委員会は、災害の発生に際して警察法第71条第１項の規定に基づく内閣総理大臣に対する緊急事態の布告の勧告その他必要な措置をとるものとする。

３　国家公安委員会による交通規制に関する指示

国家公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県警察及び被災地等に隣接し、又は近接する都道府県警察（以下「関係都道府県警察」という。）を管理する公安委員会に対し、広域的な見地から通行禁止等に関する指示を行うものとする。

第２　警察庁の警備体制

１　職員の招集・参集

警察庁は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、別に定める基準により、職員の招集・参集、情報収集・連絡体制の確立、災害警備本部等の設置等必要な体制をとるものとする。

２　災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、以下に定めるところにより、緊急災害警備本部、非常災害警備本部、災害警備本部及び災害警備連絡室（以下「災害警備本部等」という。）の設置等必要な体制をとるものとする。

⑴　緊急災害警備本部

警察庁長官（以下「長官」という。）は、災害の発生に際して警察法第71条第１項の規定に基づく緊急事態の布告が発せられ、若しくは発せられることが予想される場合、災害対策基本法第28条の２の規定に基づく緊急災害対策本部が設置され、若しくは設置されることが予想される場合、又は国の公安に係る大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、長官を長とする緊急災害警備本部を設置するものとする。

⑵　非常災害警備本部

長官は、災害の発生に際して災害対策基本法第24条第１項の規定に基づく非常災害対策本部が設置され、又は設置されることが予想される場合には、原則として警察庁警備局長を長とする非常災害警備本部を設置するものとする。

⑶　災害警備本部

長官は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において緊急災害警備本部又は非常災害警備本部を設置しないときは、警察庁警備局長を長とする災害警備本部を設置するものとする。

⑷　災害警備連絡室

長官は、災害（大規模災害を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、警察庁警備局警備課長を長とする災害警備連絡室を設置するものとする。

３　災害警備本部等の編成

災害警備本部等の編成及び任務分担並びに警備本部等の要員の招集・参集に関する事項については、長官が別に定めるものとする。

第３　警察庁の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警察庁のとるべき措置は、以下のとおりとする。

１　官邸への参集

大規模災害発生時には、警察庁警備局長は、閣議で決定されたところの緊急参集チームの一員として官邸に参集するものとする。

２　緊急災害対策本部等への職員の派遣

災害の発生により、国に緊急災害対策本部又は非常災害対策本部（以下、「緊対本部等」という。）が設置された場合においては、職員を指定して同本部に派遣するものとする。

３　情報の収集・連絡

⑴　情報収集体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害警備本部等の要員（休日、夜間等にあっては当直勤務員を含む。）は速やかに被災情報等の収集・連絡に当たるものとする。

⑵　管区警察局及び都道府県警察からの情報収集

ア　被災情報等の収集に当たっては、被害規模を早期に把握するため、直ちに被災地と通信指令課（室）等との間で行う無線通話を同時にモニターするものとする。また、都道府県警察を通じて、警察用航空機によって得られる上空からの概括的な被害情報及び交番、駐在所、パトカー等の勤務員によって収集される地域ごとの被害状況、交通状況等の把握に努めるものとする。

さらに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等からの画像情報の収集に努めるものとする。

イ　被災地を管轄する管区警察局及び都道府県警察から、以下の事項に関する情報を収集するものとする。

㋐　災害発生の急迫性
㋑　災害の発生日時
㋒　被害の概要と拡大の見通し
㋓　主要幹線道路等の被害及び交通状況